

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市公平委員会
2. 開 催 日 時	令和5年4月27日（木）午前10時00分から午前10時42分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5階特別会議室
4. 出 席 者 氏 名	（委 員）◎川端委員、足立委員、寺本委員（◎委員長） （事務局）総務課 三木課長、中川係長、大喜多 （説明員）上西職員課長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部総務課 TEL 0598-53-4321 FAX 0598-26-4030 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- （１）職員団体の登録事項に関することについて
- （２）その他

議事録

別添ファイルのとおり

松阪市公平委員会委員会議事録

- ・開催日時 令和5年4月27日 午前10時00分～午前10時42分
- ・開催場所 松阪市役所 5階特別会議室
- ・出席委員 川端委員長、足立委員、寺本委員
- ・出席職員 上西職員課長
- ・事務局職員 三木事務局長、中川書記、大喜多書記

【事務局】

本日は大変お忙しいところ、お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。

令和5年度第1回公平委員会を開催いたします。公平委員会につきましては、例年、審理事案がない場合でも、年度の取組等について報告をさせていただく場として年度当初に1度開催しておりましたが、令和3年度及び令和4年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を中止しておりました。今回、久しぶりの開催ということもございますので、改めて事務局から委員のご紹介をさせていただきたいと思えます。机にお配りしております事項書裏面に委員名簿がございます。その名簿順にご紹介いたします。

まず、委員長でいらっしゃいます川端康成（かわばたやすなり）さま。

続きまして、足立三貢子（あだちみくこ）さま。

最後に、寺本博美（てらもとひろみ）さま。

委員のみなさまにおかれましては、今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、議事の進行につきましては川端委員長にお願いします。よろしくをお願いします。

【委員長】

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから松阪市公平委員会を開会します。

なお、本日の議事の進行上必要と認めますので、松阪市公平委員会議事規則第4条第2項の規定により職員課職員の出席を認めます。

それでは、事項書の「議題1 令和4年度の職員の処分について」事務局から説明をお願いします。

<職員課から説明>

【職員課】

職員課長の上西でございます。

用意しました資料5ページある資料ですけれども、それをご覧いただきたいと思えます。こちらにつきましては、令和4年度の懲戒処分の内容でございます。トータル

で5件となってしまいました。それぞれ簡単に概要の説明をさせていただきたいと思っています。

まず1ページ目でございます。処分された者は、企画振興部の職員36歳の男性でございます。処分の日は令和4年の9月29日。令和3年3月から6月にかけて、職場の会計年度任用職員の戸籍情報を業務以外で3回ほど閲覧し、知り得た情報をその会計年度任用職員に漏らした守秘義務違反でございます。また令和4年2月には勤務時間中にも関わらず上着のシャツを脱ぎ、インナー1枚でその会計年度任用職員が1人しかいない会議室に入り、いきなり土下座するなど、常日頃からセクハラと取れる言動もありました。よって、停職3ヶ月の処分としております。

続きまして2ページ目でございます。こちらは産業文化部の職員47歳の男性です。処分の日は令和4年9月29日。自治会より申請書が提出されたにも関わらず、地方自治法により告示しなければならないところを告示していなかったこと、また地縁団体の証明を架空の日付で不実記載し、発行していたところにより、減給10分の1、3ヶ月の処分としております。

続きまして3ページでございます。こちらは新聞発表等で実名報道されておりますので、資料の方も実名で記載しております。懲戒免職になった場合及び、警察発表などですでに所属や氏名が公表されているものについては氏名を公表することとなっております。ですので、この記載となったわけでございますが、内容につきましては、農水振興課に会計年度任用職員として勤務しておりました、資料に記載の57歳男性でございます。処分年月日は令和4年11月24日。松阪市役所内でレターパックの方を盗み、令和4年10月26日には窃盗被疑者として松阪警察署に逮捕され、同11月15日に起訴されたものです。そのことにより、免職処分としております。

続きまして4ページでございます。健康福祉部の30代女性で、処分の日は令和4年12月16日となっております。令和4年1月14日に松阪市嬉野須賀町の交差点に赤信号のため一旦停止したものの、その後信号の確認を誤り、赤信号のままの交差点に進入した上、左方向から青信号で進行してきた車に追突し、人身事故を起こしたものです。処分の内容は減給10分の1、3ヶ月としております。

最後になりますが、5ページをお願いします。松阪市民病院看護部に会計年度任用職員として勤務していた、資料に記載の37歳女性となります。処分の日は令和5年1月20日となっております。令和4年11月8日に同病院新病棟3階の病室にて、入院患者の財布から現金を盗み、同年12月8日に松阪警察署に窃盗被疑者として逮捕されています。同年12月26日に起訴されたことにより、免職処分としております。

以上が昨年度の懲戒処分になります。件数も多く、市民の方に直接被害が及んだケースもあり、大変ご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。以上でございます。

<質疑>

【委員長】

議題1について職員課から、令和4年度の職員の処分の報告がありましたが、何かご質問はございませんか？

昨日今日で大騒ぎになってますが、釜石市の情報漏えいの件。

何人かで自分のパソコンで自宅のパソコンに送ったり、USBで共有したりで、懲戒免職になったというニュースになっていました。

【職員課】

今回の松阪市の件は不特定多数の市民の個人情報を漏えいさせたわけではないんですが、特定の同じ課に勤務していた会計年度任用職員の女性に対しての、あってはならない事案でございます。

【委員長】

釜石市では市民の個人情報を大量に取得して漏えいさせたという話ですが、今回のこの事案は職員同士の個人情報ということですか？

【職員課】

会計年度任用職員の個人情報を正規職員が不正に知ったということでございます。

【委員】

セクハラというのは、この個人情報の件と同じ職員に対してのセクハラなんですか？自分から土下座をした？

【職員課】

そうです。

【委員】

あと、免職になったレターパックの件、盗んだレターパックの中身は何だったんですか？

【職員課】

いや、中身は空です。はがきと同じで換金性が高いものですので。

【委員】

換金目的ということですね。

【委員長】

何かほかにご質問等はありませんか？

ありがとうございました。職員課の方は退席してください。

続きまして、「議題2の職員団体の登録事項に関する報告について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

昨年度に提出されました届出につきまして、ご説明を申し上げますのでございます。

毎年度自治労松阪市民病院職員組合及び松阪市職員組合から役員改選に伴い職員団体登録事項変更届が提出されております。令和4年度に提出されましたものにつきまして市民病院のほうから順にご説明を申し上げます。

それでは資料2の1ページから2ページをご覧ください。

こちらは、自治労松阪市民病院職員組合から、役員の改選に伴い、地方公務員法第53条第9項及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき令和4年7月1日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

「職員団体登録事項変更届」に令和4度松阪市民病院職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長の^{あおきせいこ}青木誠子さんから歯科口腔外科の^{おのかな}小野佳奈さんまで32人となります。

資料4ページから5ページにかけてございますように、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する役員選出証明書も提出されており、役員改選につきまして、令和4年6月14日に公示され、同年6月24日に組合員402人のうち388人による投票の結果、新しい役員が決定いたしました。

続きまして、資料7ページをご覧ください。自治労松阪市職員組合から役員の改選に伴い、地方公務員法第53条第9項及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき令和5年3月29日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

「職員団体登録事項変更届」に令和5年度松阪市職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長の^{かわいまさあき}川合正晃さんから特別執行委員の^{ふじたかずひこ}藤田和彦さんまで27人でございます。

つぎに、資料7ページをご覧ください。こちらは、松阪市職員組合の選挙管理委員会の委員長から提出されたもので、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する書類です。役員改選選挙につきまして、令和5年2月20日に公示され、同年3月10日に組合員989人のうち887人による投票の結果、来年度の役員が決定いたしました。なお、先ほど役員総数が27人と申し上げましたが、このページの下段部分に記載された9人については、今年度が任期の2年目である者と、定期大会で承認されている者

にです。信任投票の対象にはなっていません。今回は、この 9 人を除く 18 人について、選挙が実施されております。

さて、この公平委員会は、既に登録を受けている職員団体からこのような変更の届出が提出された場合、地方公務員法及び職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続及び記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知をしなければならないこととなっております。

事務局におきまして、「変更内容が正確に記載がされているか?」、「適正に選挙が執行されたかどうか?」、「信任選挙の対象となった者の得票が過半数を越えているか?」の 3 点について確認したところ、全ての点について不備がないことが確認することができましたので、この会議が終了した後に委員の皆様から決裁を頂戴したいと考えております。

報告は以上です。

【委員長】

議題 2 について事務局から、職員団体から提出された書類について内容を確認したうえで不備がないという報告がありましたが、何かご質問はございませんか?

<質疑>

ほかにご意見、ご質問はございませんか?

ないようですので、「自治労松阪市職員組合」及び「自治労松阪市民病院職員組合」から提出された登録事項変更届については、これを適正なものとして本委員会に登録することとします。

続きまして、「議題 3 の松阪市公平委員会に係る規則の制定」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、ご説明申し上げます。資料 3 をご覧ください。

令和 3 年 5 月に、国において、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図ることを目的として、全国的なルールが定められました。これまでは、個人情報保護等に関しましては、各自治体ごとに独自の条例を制定し保護管理してまいりましたが、今後は国の「改正個人情報保護法」に従い保護管理されることになります。

松阪市におきましても、これまで「松阪市個人情報保護条例」を根拠に個人情報を保護管理してきましたが、令和 5 年 4 月 1 日よりその根拠は国の「改正個人情報保護法」に移行するため、規則を制定するものでございます。この会議が終了した後に委員の皆様から決裁を頂戴したいと考えております。

【委員長】

議題3について、これまで自治体独自の条例で管理をしてきたものが、今後は国の個人情報保護法に基づき個人情報を管理していく必要があることから、松阪市公平委員会として規則を制定するとの説明がありました。何か質問はございませんか？

<質疑>

ほかにご意見、ご質問はございませんか？

ないようですので、規則の制定につきまして「承認」することとします。

続きまして、「議題4の令和5年度各研究会日程」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

令和5年度研究会日程ですが、開催月、開催地など事項書に記載のとおりですので報告させていただきます。詳細等につきましては、開催案内状が到着次第、事務局から委員の皆様にご連絡いたしますのでよろしくお願いします。

東海支部と三重県の総会等につきましては、6月6日に予定されておりましたが、前年と同様、書面決議とする旨の通知がございましたので、ご報告いたします。

各委員さんがどの研究会に御出席いただくかをお決めいただきたく思います。

なお、昨今の情勢から、今後の状況によって総会等が書面決議に変更となる可能性もありますので、その際には委員のみなさまにご連絡申し上げます。

【委員長】

各委員さんは、日程を調整いただいたうえで、各研修会へ御出席いただきますようお願いいたします。事務局は、それぞれの研修会の詳細がわかり次第、それぞれの委員さんへ通知してください。

さて、これで本日の議事につきましてはすべて終了しました。事務局又は委員さんで他に連絡事項はありますか。

【事務局】

先ほど議題2と議題3においてお願いしましたとおり、委員会終了後に委員のみなさまには決裁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員長】

ほかに何かありませんか？

なければ、本日の公平委員会は閉会いたします。

本日はどうもご苦労様でした。